

令和2年第2回定例会

中空知広域水道企業団議会定例会議事録

## 令和2年第2回中空知広域水道企業団議会定例会

令和2年11月27日（金） 滝川市役所10階議会議場

午前10時00分 開会  
午前10時48分 閉会

### ○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 報告第1号 令和元年度決算に係る資金不足比率について
- 日程第5 報告第2号 専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について）
- 日程第6 報告第2号 定期監査報告について
- 日程第7 報告第3号 例月現金出納検査報告について
- 日程第8 議案第1号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 認定第1号 令和元年度中空知広域水道企業団水道事業会計決算

### ○出席議員 13名

1番 堀 重雄君	2番 木下 八重子君	3番 寄谷 猛男君
4番 柴田 文男君	5番 水口 典一君	6番 水島 美喜子君
7番 小黒 弘君	8番 中道 博武君	9番 佐々木 政幸君
10番 川野 敏夫君	11番 山川 裕正君	12番 森岡 新二君
13番 大矢 雅史君		

### ○欠席議員 0名

○説明員	企業長	前田 康吉君	副企業長	善岡 雅文君
	副企業長	柴田 一孔君	副企業長	三本 英司君
	参与	千田 史朗君	監査委員	宮崎 英彰君
	監査委員	中野 浩二君	企業局長	阪本 康雅君
	監査事務局長	杉原 慶紀君	営業課長	横山 浩丈君
	営業課主幹	江末 孝之君	工務課長	吉尾 一彦君
	滝川営業所長	加地 幸治君	歌志内営業所長	山田 元君
	奈井江営業所長	大津 一由君	工務課副主幹	金瀧 靖次君
	工務課副主幹	種田 佳宏君	営業課主査	伊藤 貴寛君
	営業課主査	平 敏行君	工務課主査	早坂 彰彦君
	工務課主査	佐藤 純平君	営業課主任級主事	松本 憲英君

○会議事務従事者 議会事務局長 山崎 仁嗣君  
事務局書記 伊藤 雄樹君

◎開会・会議宣言		開会時間午前10時00分
○議	長	ただいまより、令和2年第2回中空知広域水道企業団議会定例会を開会いたします。
○議	長	ただいまの出席議員数は13名であります。 よって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
○議	長	発言は質問席で行い、討論は演壇で行うことといたします。
○議	長	暫時休憩いたします。
○議	長	ここで、企業長より発言を求められていますので、これを許したいと思います。  (企業長より新副企業長の柴田歌志内市長を紹介)  (柴田副企業長より挨拶)
○議	長	次に4月1日付けの人事異動に伴う企業団職員の紹介があります。  (人事異動に伴う企業団職員の紹介)
○議	長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
○議	長	日程第1 「会議録署名議員指名」を行います。 会議録署名議員は、議長において4番柴田議員、9番佐々木議員を指名いたします。
○議	長	日程第2 「会期の決定」を議題といたします。 お諮りいたします。 今定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思います。 これに異議ございませんでしょうか。  (異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、会期は1日間と決定いたしました。
○議	長	日程第3 「行政報告」を行います。 行政報告を求めます。  (企業長挙手)
○議	長	企業長。
○企	業 長	本日、令和2年第2回中空知広域水道企業団議会定例会を招集させていただき

		<p>ました。議員の皆様にご出席をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。</p> <p>行政報告でございますが、詳細につきましては、お手元に資料として配布いたしております印刷物をお目通しいただきたいと思っておりますが、2点につきまして、口頭でご報告させていただきます。</p> <p>初めに、水質検査等の手数料に関する消費税等の課税区分の誤りについてでございます。</p> <p>中空知広域水道企業団が「委託を受けて行う水質検査」や「構成3市1町が所有する公共施設の簡易専用水道の検査」を行う際に徴収する手数料において、これまで民法上の「請負」に該当するものとし、消費税等の課税取引として扱ってまいりましたが、改めて所轄税務署に照会を行った結果、課税扱いとしてきたこれらの検査手数料の多くについて非課税であることが判明しました。</p> <p>消費税等の誤課税による過徴収した対象事業者は、構成市町とその受託業者など16事業者であり、本年3月に還付を完了しております。</p> <p>また、更正請求手続により所轄税務署から、本年5月に過納付した消費税等の還付を受けています。</p> <p>今後は、法令解釈に当たり、条文のみによる解釈にならないよう、所轄機関等への照会・確認を踏まえて解釈を行うことにより、再発防止に万全を期してまいります。</p> <p>2点目は、水道水の供給状況でございます。</p> <p>令和2年2月分から10月分までの有収水量につきましては、446万4,911立方メートルとなり、令和元年における同期間の有収水量と比較いたしますと、99.64パーセントとなっております。</p> <p>口頭での報告につきましては以上でございますが、本議会における報告及び議案等につきまして、後ほどご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
○議	長	<p>これより質疑に入ります。質疑ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これをもちまして、行政報告を終わります。</p>
○議	長	<p>日程第4 報告第1号「令和元年度決算に係る資金不足比率について」を議題といたします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>(阪本企業局長挙手)</p>
○議	長	<p>局長。</p>
○阪本企業局長		<p>ただいま上程されました報告第1号「令和元年度決算に係る資金不足比率」についてご説明申し上げます。</p>

		<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項の規定に基づき算出した資金不足比率について、同条第1項の規定により、別紙の監査委員の審査意見を付して報告するものでございます。</p> <p>令和元年度決算における資金不足比率は、マイナス83.5パーセントであり、資金不足の発生はなく本比率は該当いたしません。</p> <p>以上、報告第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>報告第1号は、報告済みといたします。</p>
○議	長	<p>日程第5 報告第2号「専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について）」を議題といたします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>(阪本企業局長挙手)</p>
○議	長	<p>局長。</p>
○阪本企業局長		<p>ただいま上程されました、報告第2号「専決処分について（北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について）」についてご説明申し上げます。</p> <p>この議案につきましては、北海道市町村職員退職手当組合を構成する一部事務組合の解散に伴う規約改正について、地方自治法第286条第1項の規定に基づき協議を行いたい旨、令和2年7月3日付けで当該組合から依頼があったところですが、その議決期限が9月30日までとされており、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和2年8月17日付けで専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき本議会に報告し、ご承認を求めるものでございます。</p> <p>変更の内容につきましては、4ページ目の新旧対照表をお開き願います。</p> <p>別表中、渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合」が令和2年3月31日付け、空知管内の項中「奈井江、浦臼町学校給食組合」が同年9月30日付けで解散し、組合を脱退することに伴い、規約を改正したいとするものであります。附則については、規約変更に係る総務大臣の許可の日から施行したいとするものであります。</p> <p>以上、報告第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。</p>

		<p>これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>これにて討論を終結いたします。</p>
○議	長	<p>お諮りいたします。 本件は、承認することに異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
○議	長	<p>異議なしと認めます。 よって、報告第2号は承認することに決しました。</p>
○議	長	<p>日程第6 報告第3号「定期監査報告について」を議題といたします。 説明を求めます。</p> <p>(宮崎監査委員挙手)</p>
○議	長	<p>宮崎監査委員。</p>
○宮崎監査委員		<p>報告第3号「定期監査報告」についてご説明いたします。 地方自治法第199条第4項の規定による中空知広域水道企業団の定期監査を、中空知広域水道企業団監査基準に準拠して行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。 監査の対象は、令和元年度の執行事務であり、監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては、記載のとおりでありますのでお目通し願います。 監査の結果につきましては、指摘事項は特になく、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行又は管理されていると認められますが、注意が必要と思われる事項といたしまして、契約事務関係になります。1者限定の特殊随意契約であります配水池清掃作業業務におきまして、予定価格が予定価格調書の作成を必要とする金額を超えていましたが、予定価格調書を作成しておらず、また、契約書の作成が必要でありましたが省略して請書を徴していました。 これらにつきましては、関係規程等に基づき適正な事務処理をされるよう、講評において指導いたしました。 以上で、報告第3号「定期監査報告」を終わります。</p>

○議	長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。  (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	報告第3号は、報告済みといたします
○議	長	日程第7 報告第4号「例月現金出納検査報告について」を議題といたします。 「例月現金出納検査報告について」は、監査委員より別途配布の報告書のほか、特に説明がない旨の申出がありました。
○議	長	これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。  (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	報告第4号は、報告済みといたします。
○議	長	日程第8 議案第1号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
○議	長	提案理由の説明を求めます。  (阪本企業局長挙手)
○議	長	局長。
○阪本企業局長		ただいま上程されました、議案第1号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。 平成29年5月17日「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されました。 この条例は、当該法改正により必要となる会計年度任用職員のサービスの宣誓に関し、必要となる所要の条文の整備を行うため条例を改正したいとするものです。 改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、参考資料をお開き願います。 第1条は、条例改正に伴う文言整理でございます。 第2条第2項として、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、制度導入前の任用形態や任用手続が様々であることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるよう、別段の定めをすることができる旨を追加する改正でございます。

		<p>第3条は、法制執務に関する所要の文言整理でございます。</p> <p>附則につきましては、この条例を公布の日から施行するとともに、改正後の規定については、令和2年4月1日から遡及適用したいとさせていただきます。</p> <p>以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これにて討論を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これより、議案第1号を採決いたします。</p> <p>本案を可決することに異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
○議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は可決されました。</p>
○議	長	<p>日程第9 認定第1号 「令和元年度中空知広域水道企業団水道事業会計決算」を議題といたします。</p>
○議	長	<p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>(企業長挙手)</p>
○議	長	<p>企業長。</p>
○企 業	長	<p>令和元年度中空知広域水道企業団水道事業の決算をご認定いただくにあたり、決算書及び審査意見書を提出いたしましたが、審査に先立ちまして本事業決算の大綱をご説明申し上げます。</p> <p>当企業団は、平成18年度の統合より14年が経過し、この間、末端給水事業への事業変更、料金統一などを行いながら、効率的な事業運営に努めてまいりました。</p> <p>しかしながら、給水人口が年々減少していく中、浄水場施設も平成2年竣工よ</p>



り30年が経過し、配水管などの管路についても法定耐用年数の40年を経過する経年管等が増加してきており、さらに近年全国各地では台風や地震、集中豪雨などの想定を超える自然災害が頻発しているところであります。

令和元年度は、こうした現状に対応するため策定しました「中空知広域水道企業団水道事業ビジョン」及び「水道事業経営戦略」のスタートの年であり、令和10年度までの経営の安定を図るための料金改定について、住民の皆様の意見を基に、昨年12月の定例会において条例改正を議決いただくとともに、計画に基づく施設・管路の計画的な更新事業に着手したところであり、これまで以上に安全で安心できる水の供給に努め、地域の重要な社会的インフラとしての責務を担ってまいりました。

はじめに配水量についてですが、年間総配水量は717万5,247立方メートル、1日平均配水量1万9,605立方メートルとなり、業務の予定量として予算に決めました年間総配水量710万3,000立方メートルの予定量を上回る結果となりました。

次に、経理状況について申し上げますと、収益的収支では収入15億6,366万円、支出14億2,458万円で、収支差引では1億3,908万円の純利益が生じ、前年度繰越利益剰余金7億9,059万円と合わせた当年度未処分利益剰余金は9億2,967万円となったところです。

なお、給水収益の現年度分収納率については、前年度の94.5パーセントを0.2ポイント上回る94.7パーセントとなったところです。

資本的収支では収入5億1,455万円、支出11億9,347万円で、収支差引では6億7,892万円の不足となり、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

以上、令和元年度水道事業の決算大綱を申し上げますが、今後におきましても経営の健全化に努め、水道事業の使命達成に努める所存であります。

なお、決算の詳細につきましては、担当より説明させますので、慎重なご審議をいただき、ご認定いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

(阪本企業局長挙手)

○議長 長

局長。

○阪本企業局長

それでは認定第1号、令和元年度中空知広域水道企業団水道事業会計の決算についてご説明申し上げます。

決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

決算報告書でございます。消費税及び地方消費税込みで記載しております。

収益的収入及び支出の「収入」でございます。

1款 水道事業収益 決算額16億7,991万2,453円、執行率99.6パーセント、1項 営業収益 執行率99.4パーセント、2項 営業外収益 執行率102.4パーセント、3項 特別利益 執行率4万830パーセントでございます。

次に「支出」でございます。

1款 水道事業費用 決算額14億6,257万6,704円、執行率92.7パーセント、1項 営業費用 執行率94.9パーセント、2項 営業外費用 執行率59パーセント、3項 特別損失 執行率100パーセント、4項 予備

費については、水質検査手数料などの消費税及び地方消費税の課税区分の誤りに伴い230万7,460円を3項の特別損失に充用してございます。

4ページ、5ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の「収入」でございます。

1款 資本的収入 決算額5億1,455万7,306円、執行率93.7パーセント、1項 企業債 執行率93.6パーセント、2項 出資金 執行率100パーセント、3項 補償金 執行率87.7パーセント、4項 分担金の収入はございません。

次に「支出」でございます。

1款 資本的支出 決算額11億9,347万3,555円、執行率95.9パーセント、1項 建設改良費 執行率95.1パーセント、2項 企業債償還金 執行率100パーセント、3項 予備費の支出はございません。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額6億7,891万6,249円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で7,428万5,597円、過年度分損益勘定留保資金3億1,065万1,793円及び当年度分損益勘定留保資金2億9,397万8,859円で補填いたしました。

7ページをお開き願います。

財務諸表の損益計算書であります。消費税及び地方消費税抜きで記載しております。

1の営業収益ですが、(1)給水収益から(3)その他の営業収益までを合計いたしまして14億3,319万9,097円、2の営業費用では、(1)議会及び監査費から(8)資産減耗費までを合計いたしまして13億6,777万8,828円、営業利益は6,542万269円となりました。3の営業外収益では、(1)受取利息から(4)雑収益までを合計いたしまして1億3,005万7,172円、4の営業外費用では、(1)支払利息及び企業債取扱諸費及び(2)雑支出を合計いたしまして5,450万204円となり、経常利益については1億4,097万7,237円となりました。5の特別利益については、過年度損益修正益が40万8,300円、6の特別損失については、過年度損益修正損が230万8,640円となり、合わせて当年度純利益は1億3,907万6,897円となり、前年度繰越利益剰余金7億9,059万7,448円を合計いたしまして、当年度未処分利益剰余金は9億2,967万4,345円となったところでございます。

次に8ページ、9ページをお開き願います。

剰余金計算書でございます。最初に「資本金の部」でございます。

資本金については、各構成団体からの出資金2,270万4,336円を受入れし、当年度末残高71億6,183万151円となりました。

次に「利益剰余金の部」でございます。

利益剰余金については、未処分利益剰余金に当年度純利益1億3,907万6,897円を増額し、当年度未処分利益剰余金は9億2,967万4,345円となりました。

次に剰余金処分計算書でございますが、処分予定額はございません。

以下、10ページ以降につきましては貸借対照表など、所定の書式に基づき記載してございますのでお目通し願います。

以上で令和元年度決算の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議	長	次に監査委員から決算審査意見書の説明を求めます。
		(宮崎監査委員挙手)
○議	長	宮崎監査委員。
○宮崎監査委員		<p>地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました令和元年度の中空知広域水道企業団の水道事業会計の決算につきまして、中空知広域水道企業団監査基準に準拠して審査を行いましたので、お手元の決算審査意見書によりご報告申し上げます。</p> <p>審査の対象は、令和元年度水道事業会計の決算及び決算関係書類についてであります。審査の期間、審査の着眼点及び実施内容は、記載のとおりでありますのでお目通し願います。</p> <p>審査の結果につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類の計数は正確であり、関係諸帳簿と照合の結果は符合しており、かつ、予算は適正に執行され、いずれも関係法令に準拠して作成されていると認められました。</p> <p>審査意見でございますが、決算をみますと、損益計算書において収益合計額が前年度と比べ3,807万1,000円、2.4パーセント減の15億6,366万5,000円、費用合計額が前年度と比べ8,876万8,000円、5.9パーセント減の14億2,458万8,000円で、収支は前年度と比べ5,069万7,000円、57.4パーセント増の1億3,907万7,000円の純利益となったところであり、昨年度を上回る利益額を計上しております。</p> <p>資金の状況につきましては、業務活動で7億7,203万円の資金が生じ、設備投資や企業債を償還したのち、前年度と比べ資金が1億6,740万円増加し、期末残高は14億1,045万3,000円となっており、短期債務に対する支払能力を表す流動比率が434.6パーセントと、100パーセントを上回っている状態が続いていることから、資金が減少することのないよう、引き続き安定的な資金運営に努めていただきたい。</p> <p>収入の根幹をなす給水収益をみますと、人口減少による契約者数の減少から、前年度と比べ2,372万7,000円減の13億3,848万6,000円となり、今後においても減収が続いていくものと考えられます。また、営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示す営業収支比率につきましては、前年度は99.5パーセントで100パーセントを下回っていましたが、当年度では104.8パーセントと上昇しています。有収率につきましては、前年度より0.7ポイント減の82.0パーセントとなっておりますので、状況の改善に向け引き続き努めていただきたい。</p> <p>企業債の令和元年度末残高は38億6,229万2,000円と前年度と比べ2億3,545万8,000円の増となり、また、企業債元金の償還額は2億4,914万2,000円と前年度と比べ1億227万2,000円の減となったところであり、財務分析による企業債元金償還額対減価償却費比率も36.3パーセントと前年度より11.0ポイント減少し、内部留保資金による償還能力が高くなってきています。</p> <p>今後も水道施設の老朽化に伴う費用の増加など経費削減が困難な状況が続くと考えられますが、計画的な経営の効率化と健全な財政運営に努められ、引き続</p>

	<p>き安全で安心な水道水の安定供給に取り組まれることを期待するものであります。</p> <p>なお、審査の概要であります。2ページには業務の実績、3・4ページには予算の執行状況、5ページから7ページには経営成績、8ページから10ページには財政状態、11ページには建設投資について記載しておりますのでお目通し願います。</p> <p>また、12ページ以降につきましては、損益計算、資本的収支、貸借対照表の前年度比較表を参考資料として記載しておりますのでお目通しを願いまして、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、申し上げまして決算審査報告を終わります。</p>
○議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ございますでしょうか。</p> <p>(小黒議員挙手)</p>
○議長	<p>小黒議員。</p>
○小黒議員	<p>現年度の未収金についてお伺いをするのですが、貸借対照表を見ると、現年度の未収金が1億円以上となっておりますが、もちろんこの中には、納期未到来で今後入ってくるお金も入っているとわかっていますが、資料だけを見てみると、それがどれくらいあるか、実質的な未収金というのがいくらぐらいあるのかというのがわかりづらいので、そこを説明していただきたいと思います。</p> <p>(阪本企業局長挙手)</p>
○議長	<p>局長。</p>
○阪本企業局長	<p>ただいま小黒議員よりご質問ありました未収金の関係でございますが、大きな額としましては、水道料金の現年度分の未収分が7,600万円、福祉減免分が2,400万円などが大きな額となっております。その他に消費税が1,500万円、過年度の水道料金の未収分が1,394万6,197円となっております。合計で1億3,000万円の未収金となっております。基本的には水道料金の未収分が主なものとなっております。</p> <p>(小黒議員挙手)</p>
○議長	<p>小黒議員。</p>
○小黒議員	<p>現年度の未収金で、この時点ではなくて、今後入ってくるお金があるということですね。取ることができるお金があるということですね。それがそのまま、入ってこないということになっているので、水道料金の収入率というのは94.7パーセントになっているのだらうと思うのです。水道料金の収入率としては非常に低いのではないかという印象を受けてしまうわけです。例えば、砂川市の市民税の収納率というのは99パーセントであり、多分、実質的には水道料金も</p>

	<p>そのぐらいだと思うのですが、94.7パーセントというような低さではないはずだろうと思います。先ほどの企業長の決算大綱の説明でも、94.7パーセントと出てきてしまうのですね。これだけを見ても「そんなに水道料金の収納率は低いのか」と思われてしまうような気がしてしまいます。ですから、実質的には収納率は高いと思いますので、そこを上手に表記する工夫ができないものかなと思うのですが、それはやっぱり難しいものなのではないでしょうか。そこをもう一度お伺いをします。</p> <p>(阪本企業局長挙手)</p>
○議 長	局長。
○阪本企業局長	<p>ご指摘のとおり3月末では94.7パーセントとなっておりますが、実質的には5月末で99.34パーセントという数字となっております。未収金が入っていないのは会計上の問題でありまして、こういう数字を表記させていただいておりますが、実質的には99.2パーセントという数字が出ておりまして、限りなく100パーセントに近い数字が出ておりますし、昨年度におきましては過去10年で一番高い数字となっておりますので、表記の方法につきましては勉強させていただきまして、記載ができる・できないを含めて検討させていただきたいと思っておりますが、収納率としては約100パーセントに近い数字となっておりますので、ご理解いただきたいと思いますところですので、以上です。</p> <p>(小黒議員挙手)</p>
○議 長	小黒議員。
○小 黒 議 員	<p>実質的には99.2パーセントということで、当然、水道料金は未払いのままですと、水道を止められてしまう可能性もあるので、「しっかりと払う」という気持ちがあると思うのですが、先ほど言ったとおりに、表に出てくる数字が94.7パーセントという数字でしか表記ができない、私たちには伝えられないのかどうかの工夫の仕方を企業局長はおっしゃられているのですけれども、実際に決算書あるいは監査の決算審査意見書の中でも、どうしても94.7パーセントという数字が出てきてしまうので、工夫の仕方として考えられるものとしては何かあるのかどうかを最後にそこだけをお伺いします。</p> <p>(阪本企業局長挙手)</p>
○議 長	局長。
○阪本企業局長	<p>一点訂正させてください。先ほど5月末の収納率を99.2パーセントと言いましたが、実際的には99.34パーセントの誤りでございます。また、先ほどの会計の表記方法につきましては、私どもで勉強させていただければと思っておりますし、現に94.7パーセントというような低い数字が出ておりますので、監査委員を含めまして、関係機関と確認しながら可能か可能ではないかを含め、次回に向けて検討させていただければと思っておりますのでございます。</p>

		(宮崎監査委員挙手)
○議	長	宮崎監査委員。
○宮崎監査委員		ただいまの黒議員の質問についてご説明いたします。水道料金というのは製造物であることから、わたくし債権でございます。私債権と申しまして公債権とは別に考えていただきまして、時効などもかなり違っております。滝川市においては、この私債権の回収について運用指針などの規則を作りまして、それにのっとり回収に努めてまいっていると思っておりますので、その辺をお考えいただき、これからもその運用指針に従って回収に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
		(企業長挙手)
○議	長	企業長。
○企	業	長
		黒議員がおっしゃるとおり、見た目の数字というのは大事だと思いますので、私どもの説明の仕方、今、私債権などと監査委員が申し上げましたけれども、「実質的には何パーセントです。現時点では何パーセントですけれども、実質的には何パーセントでした」という発表の仕方がよろしいかと思っておりますので、そのように変えていきたいと思っております。
○議	長	他に質疑ございますでしょうか。
		(なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	これより討論に入ります。討論ございますでしょうか。
		(なしの声あり)
○議	長	討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。
○議	長	これより、認定第1号の認定について採決いたします。
○議	長	本案は、原案のとおり認定することに異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

○議	長 以上をもちまして、本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。
○議	長 これをもちまして、令和2年第2回中空知広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会午前10時48分

上記会議録の顛末は誤りがないので、ここに署名する。

中空知広域水道企業団議会 議長

中空知広域水道企業団議会 議員

中空知広域水道企業団議会 議員